

## 第126回「村長とのふれあいトーク」当日のやりとりコメント

### 【1】 ウィッグの購入費用補助制度について

がんと診断され治療の際にウィッグが必要となった。茨城県看護協会と住んでいる自治体には購入補助制度があると聞いたが、東海村にはない。水戸市や茨城町にはあるのに、なぜ東海村にはないのか。ウィッグは安くても5万円程度はかかるので、補助制度がないと負担が大きい。

#### ⇒【村長コメント】

個人が必要とするものに対しての補助制度は、市町村の判断で設けることができるが、今回のようにニーズが出てから補助制度を設けようとしては、対応が遅くなってしまう。

補助制度を設けるにしても、来年度の予算はすでに決まっていることから、早くても年度途中になる。一定のニーズがあれば制度として整えていくことは難しくはないと思う。まずは、この補助制度に関する相談実績や設けることができなかつた理由等について、担当課に確認する。

#### ⇒【担当課コメント】

ウィッグ購入への補助につきましては、がん治療を受けている方の就労等、社会参加を応援するための事業として、茨城県においてウィッグ等の購入経費に対し1/2（最大2万円）の費用助成を実施していることから、村独自での補助事業を行っておりません。また、県内におきましては、現在9つの市町にて住民ニーズの高まり等に鑑み独自の補助事業を実施していることを確認しております。

本村における独自の助成制度につきましては、今後の住民ニーズの高まり等を注視しながら必要に応じて検討してまいります。

### 【2】 HPVワクチンについて

娘にはHPVワクチンを打たせており、息子にも打たせたいと思っている。水戸市と龍ヶ崎市には補助制度がある一方、東海村にはないが、村はどのように考えているのか。HPVワクチンは男性の様々ながん予防にもなることから、若い年齢のときから打たせたい。

#### ⇒【村長コメント】

男性へのワクチン接種推奨の動きがあることは知っているが、村の方針については、まだ担当課と議論できていない。村での任意接種の補助制度は、肺炎球菌ワクチンなど、高齢層からの要望が多いワクチンが対象となっている。若年層からの要望がないことで、補助対象になるのが遅くなるものはあるかもしれない。

子ども・わかもの支援に取り組んでいく中で、健康面でのサポートも必要と思っている。今回ご意見をいただいたことを、村の方針を議論するきっかけとしたい。

### 【3】 ホッケーコートについて

現在、練習時は東海中学校の校庭を使い、試合時は東海高校のサンド（砂）ベースの人工芝コートを使っている。練習時に人工芝コートを使うことはない。大きくなくてよいので、自由に自主練習ができる人工芝コートがほしい。本当は両中学校にほしいと思っている。現在は、自費で人工芝を購入して自宅の庭などに敷いて練習している。

## ⇒【村長コメント】

両中学校に練習場所を作つてあげたいが、すぐには難しい。作るとなつたら村内のどこか1か所になると思う。阿漕ヶ浦公園の人工芝コートは、国体後は多目的に使用できるように設計したため、芝が長くてホッケーにはあまり適していない。ホッケー専用コートをどこかに作りたいと思っているが、場所と費用の問題があり、当面は東海高校が使用していない時間を調整して、両中学校と共に用するようになる。

作る時期と場所は考えなければならぬが、今後村としてホッケーにもっと力を入れていくには、ホッケー専用コートが必要だと思っている。

## 【4-1】行政手続きのデジタル化について

自分の地域のごみ集積所は、区画整理地内の村の土地を借りて使用しており、その土地の借用にあたつては、年に1度、申請が必要である。その申請方法について、役場の担当課より、「そのごみ集積所を使用する全世帯が、それぞれ申請書を記入して窓口まで持参してほしい」との話を受けた。

昨年の今頃、その申請のために窓口に行った際に「次年度は、代表者の申請書に使用者名簿を添付することで代用できないか」と提案したが、先日また同じように「全世帯が、それぞれ…」との連絡を受けた。

地域のごみ集積所として土地を借りるのに、自筆である必要性と、身分証明をするわけでもないのに全世帯がそれぞれ申請書を出す必要があるのか。

役場の担当課と協議した結果、「代表者が、全世帯の申請書を集めて提出する」ということになったが、この手続きについては、村の例規等にも記載されておらず、また、他自治体でデジタル化が進んでいる中で、デジタル化への移行と自筆の手続きの必要性について見直しを検討していただきたい。

## ⇒【村長コメント】

さまざまな手続きが真に必要なものかどうかを見極め、見直すよう職員に伝えている。従来の方法を守るのではなく、省略できるものは省略することで住民の利便性も向上し、事務を担当する職員の負担軽減にもなる。

法律や条例の場合は改正が難しいが、内規であれば担当課で変更することができる。しかし、そこの改善の意識がまだ低いのだろうと思う。この事例も含めて行政手続きの根本的な見直しを全庁的に徹底していきたい。

## 【4-2】住民課の窓口について

住民課に用事のある方は、総合案内側にカウンターに沿つて並ぶ動線になっているが、一方で、職員のデスクはカウンターの方を向いておらず、職員同士が向き合う形で配置されていることから、職員はカウンターに並んでいる来庁者に気づきにくい状況である。

住民課は役場で最も利用される窓口で、役場の顔みたいなところもあると思う。私が並んでいた時、職員は、カウンターで手続き中の人の後ろにも人が並んでいることに気づいていなかつた。呼び鈴があったかもしれないが、後ろに並んでいる人が、前の人を抜かしてまで鳴らすことはできず、並んでいる方々が少しつらつらとして待っている様子だった。職員のデスクは、来庁者が並んでいることが見えるように配置した方が良いと思う。

## ⇒【村長コメント】

来庁された方々に対してすぐに窓口対応ができるよう、職員のデスクの配置や動線を改善し

ていく必要がある。今後、庁内の窓口・オフィス改革を進めていくなかで、窓口のレイアウトも変えていく予定である。庁舎1階の窓口改革に着手するまで、当面は現状のレイアウトとなるが、なるべく待たせることがないよう工夫しながら対応していきたい。

## 【5】街灯について

中丸小の学童駐車場（砂利）入口のところと、中丸小側のクランクカーブのところの街灯が消えている。夜は真っ暗になってしまい防犯上良くないので、修理してほしい。

### ⇒【村長コメント】

昼間だと明るくて確認できないため、地域の方々から教えていただけることはありがたい。担当課に伝える。

## 【6】絆の風呂について

去年の広報紙7月10日号に掲載された【総合福祉センター「絆」の風呂について】では、工事による風呂の利用中止期間は、8月と令和7年2月の各1か月と明記されており、令和7年3月からは利用再開となるはずだが、まだ利用できない状態である。

昨年12月頃から、工事が延びるかもしれないという話を聞くようになり、絆の掲示板には「利用中止期間が3月15日まで延長予定」と書いてあった。3月に入り役場に確認したところ、3月15日には工事が完了し、風呂も利用再開できるだろうという回答だったが、一昨日に絆に確認したところ、工事が延びて風呂の利用再開も4月以降になってしまふかもしれないと言われた。

なぜ工事が遅れているのか。役場はどのような工程管理をしているのか。お風呂を楽しみにしている方々が多い。当初に広報紙で利用中止の案内を出したのであれば、工事の進捗についても広報紙で知らせるべきではないか。

### ⇒【村長コメント】

当件について認知できていなかった。変更後の利用中止期間などについて、改めて周知しなければならないと思う。担当課に伝える。

### ⇒【担当課コメント】

お風呂の再開が遅れまして大変申し訳ございません。当初予定していた総合福祉センター外装改修工事（第2期工事）とは別に、浴室内において不具合が見つかったことから、利用者の安全確保のための修繕が必要となり、お風呂の利用停止期間を延長したところです。

利用再開は令和7年4月14日となります。また、利用停止期間が延長になったことから、利用料金減額期間を5月31日まで延長します。

なお、広報紙による周知については、不具合を確認した時点で広報紙の掲載に間に合わなかったことから、村公式ホームページや館内の掲示などで緊急対応しましたが、今後は利用者をはじめ村民の多くの方に周知できるよう広報の仕方も検討してまいります。

再開を心待ちにして頂いておりました利用者の方には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願ひいたします。